

## 料金体系の見直しの方向性について

令和 4 年 6 月 27 日 経営総務課

## 1 料金の体系

水道料金及び下水道使用料は、主に下記の項目の組合せで構成されます。

	項 目		
料金体系の大別	用途別	口径別	
	使用用途（家事用、業務用、農業用等）により区分	水道メーターの口径の大小により区分（※下水道は該当なし）	
料金区分の組立て方	一部料金制	二部料金制	
	定額料金または使用水量に応じた従量料金のいずれかを採用	基本料金と従量料金との組合せ	
従量料金の組立て方	逓増型	逓減型	単一型
	使用水量が多くなるほど料金が段階的に高くなる	使用水量が多くなるほど料金が段階的に安くなる	使用水量の多寡にかかわらず料金は均一
基本水量	あり	なし	

## 2 本市の料金体系

	水道料金	下水道使用料
料金体系の大別	口径別	用途別
料金区分の組立て方	二部料金制	
従量料金の組立て方	逓増型	
基本水量	あり・8 m <sup>3</sup>	あり・4 m <sup>3</sup>

※ 一か月 20 m<sup>3</sup>使用した場合の上下水道料金（税抜）

## ●水道料金（口径 13 mm）

基本料金	680 円（8 m <sup>3</sup> ）
従量料金	1,020 円（12 m <sup>3</sup> ×85 円）

合計	1,700 円
----	---------

## ●下水道使用料

基本料金	365 円（4 m <sup>3</sup> ）
従量料金	440 円（4 m <sup>3</sup> ×110 円） 1,440 円（12 m <sup>3</sup> ×120 円）

合計	2,245 円
----	---------

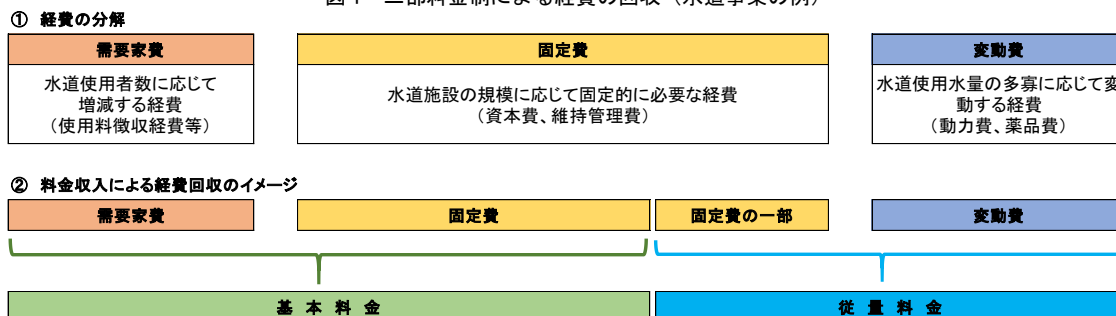
### 3 料金体系の課題と見直しの方向性

#### (1) 基本料金について

##### ア 二部料金制

水量の多寡に関わらず負担する「基本料金」と、使用水量の多寡に応じて負担する「従量料金」を組み合わせた二部料金制は、施設維持管理費などの固定的な経費を基本料金で回収し、使用水量の多寡によって変動する動力費や薬品費などを従量料金で回収するなど、公平な負担に適しており、多くの事業体で採用されています。

図1 二部料金制による経費の回収（水道事業の例）



#### 課題① 固定費の回収率向上

上下水道事業は施設型事業であることから固定的な経費の割合が高く、持続可能なライフラインを維持するためには、安定した事業収入の確保が求められます。

図2 R3 決算における水道料金及び下水道使用料の料金回収割合

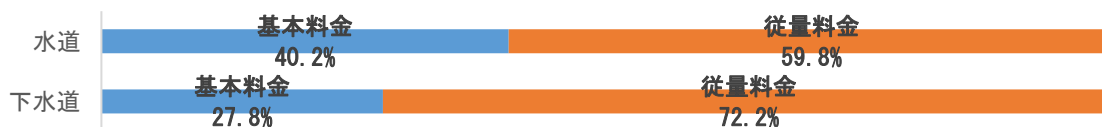


#### 見直しの方向性

公平な負担という観点から、二部料金制は、今後も継続することが妥当であると考えます。

また、持続可能なライフラインを維持するため、安定した事業収入である基本料金による固定費の回収率向上を目指しますが、一方で、市民生活や市内経済はコロナ禍からの復調段階であることを念頭に置き、経営方針で掲げた市民負担を最小限のものとする料金設定を検討します。

図3 理想とする水道料及び下水道使用料の料金回収割合



※ (公社)日本水道協会「水道料金算定要領」及び(公社)日本下水道協会「下水道使用料算定の基本的考え方」に基づき算定

## イ 基本水量制

基本水量制とは、「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という観点から、基本料金に一定の水量を付与し、すべての市民・使用者に対して最低限の生活用水を平等に確保するとともに、料金の低減化を図るために導入されたものです。

### 課題② 時代背景と基本水量制のあり方

近年、核家族化や一人世帯の増加によって、基本水量に満たない使用者が増加しており、基本水量制に不公平感を抱く懸念があります。

(公社)日本水道協会の「水道料金算定要領」では、「基本水量を付与する料金は、料金の激変を招かないよう漸進的に解消するものとし、経過的に存置することはやむを得ない」としており、さらに、(公社)日本下水道協会の「下水道使用料算定の基本的考え方」においても、「基本水量に満たない使用者に不公平感を抱かせるとの指摘がある」との見解が挙げられています。

こうした中、全国的には基本水量を付す事業者は減少傾向にあり、神奈川県下では、横浜市が令和3年7月の水道料金改定時に、基本水量制を廃止しました。

本市において、水道料金及び下水道使用料ともに、基本水量制を採用していますが、両者の基本水量には差異が生じています。

図4 市町村営の末端給水事業者(1,139事業者)における基本水量制の調べ(令和2年度末現在)

基本水量制を設けていない末端給水事業者	322
H28～R2年度で基本水量制を撤廃した末端給水事業者	32
H28～R2年度で基本水量制を撤廃又は引き下げた末端給水事業者	57

※ 総務省「平成28年度・令和2年度地方公営企業年鑑」にて算出

### 見直しの方向性

本市の令和3年度末における水道普及率は99.8%、公共下水道においては市街化区域の汚水整備が平成27年度末には概ね完了するなど、当初の「公衆衛生の向上、生活環境の改善」という目的は達成しているものと考えます。

しかしながら、この基本水量制を廃止することにより、使用水量の少ない使用者における料金の激変を招く可能性があることから、前回の水道料金の改定(平成28年4月施行)においては、基本水量制を継続することとなった経過があります。

こうしたことから、当初の目的、過去の経過及び現在の社会状況などを総合的に勘案しつつ、継続、廃止或いは水量の変更など、あらゆる想定を元に検討します。

## (2) 従量料金について

### 逓増型

施設の拡張などには多額の費用を要することから、これに伴う費用を大口需要者の料金に反映し、節水意識を働かせることで水需要を抑制するとともに、家庭における生活用水の料金低減を図るために導入され、多くの事業者で採用されています。

#### 課題③ 時代背景と逓増型のあり方

コスト削減に伴う節水機器の普及などによって、業務用の水需要は低下しており、逓増型を採用した当時の時代とは状況が変化しています。

また、コロナ禍により、業務用への依存度の高さが浮き彫りになっており、安定的な料金収入を確保するためには逓増性の緩和が求められます。

#### 見直しの方向性

これまで一定の役割を果たしてきた逓増型の従量料金体系ですが、令和2年度決算の水道料金収入は、全給水戸数のわずか1%である口径25mm以上のいわゆる業務用が、料金収入全体の33%を占めており、使用水量の多い業務用で賄っている状況にあります。

また、下水道使用料についても、令和2年度決算においては、有収水量が過去最高を記録したものの、使用料収入は平成29、30年度を下回っており、水道と同様に使用料の単価が高い業務用の減少が影響しているものと考えられます。

従量料金単価の単一化は、少量使用者への過度な料金負担を招くことになることから、逓増型は継続することが妥当であると考えますが、景気に左右されにくい料金体系の構築に向け、逓増性の緩和について検討します。

図5 現行料金における使用水量(0~100 $m^3$ )あたりの料金の推移

